

## 議会基本条例検討協議会（第31回）

平成25年11月 1日（金）

場 所：委 員 会 室

- 1 市民説明会及びパブリックコメントにおける議会基本条例案に対する意見について  
（資料1～3）

- 2 その他

1. 市民説明会及びパブリックコメントにおける議会基本条例案に対する意見について  
【河崎会長】 本日は無所属が代理も含め欠席である。意見は紙面でもらっている。井上委員は少し遅れるとのことである。

本日は、市民説明会及びパブリックコメントにおける議会基本条例案に対する意見について協議する。市民からの意見を踏まえ、条文を見直す1つ目は第7条第4項、議会報告、意見交換の「できる」規定の見直し、2つ目は旧第13条、市長等の反問や趣旨確認等、3つ目は第22条の条例の見直しである。事務局から資料について説明する。

※事務局次長から資料について説明。

【河崎会長】 まずは第7条第4項の条文について、新政クラブの会派内での協議はどうであったか。

【二見委員】 会派内での協議の結果、「できる」規定はとることでまとまった。

【河崎会長】 公明党から条文案をもらっているが説明をお願いしたい。

【山田委員】 従来から主張してきたが、いろいろなところで問い合わせたり視察をしたりした中で、議会報告会を地域で行うと参加者も固定化してきて、意見を聞く場でなくなっているとの話をかなり聞いている。「行うものとする」と原則、方針としてしまうのはどうかと考え、いくつもの自治体が経験を積んできた中で市民から意見を伺うのに有効とされている「各種団体などとの意見交換会を行う」と本市議会では規定してはどうかと、改めて提案した。

【河崎会長】 公明党案では「市内の」という限定と「各種団体など」という限定を新たに加えていることと、「議会報告」を削除している。「議会報告」を削除した意図はどのようなか。

【山田委員】 一つには参加者が固定化される心配があること、また、議会だよりや本会議のインターネット中継やホームページなどで議会の情報を発信しているので、議会報告会の内容もその発信内容と同様になるし、そこでの発言は議会としての報告になるので、個人、会派として発言する場にはならない。よって、あえて削除した。

【中村副会長】 新政クラブも議会報告会よりも意見交換会に比重が多い意見である。いろいろ議会の情報を発信している中、さらに議会報告というよりも、市民の意見を聞いて市政に反映させると考え、意見交換会に重きを置いている。ただ、条文から削除となると要協議と考える。

【山本委員】 「議会報告」が削除されると、やらないことを意図していると捉えられかねない。各種団体との意見交換は大変有効だが、市民から特定の団体だけ聞くのかと捉えられかねない。「議会報告」を残したほうが、意図が伝わりやすいのではないか。

【河崎会長】 先般の議会運営委員会の行政視察で学びがあった。事務局から紹介してもらいたい。

【議事担当係長】 生駒市議会では、議会報告会について、市民からは直接議員の意見を聞きたい、意見交換を直接したいとの意見で、議員側からも中立的な意見を述べなければいけないので本音を話せないとのことで、双方とも不満が残るという点が挙げられる。そして参加者の固定化が避けられないとのことであった。犬山市議会では、議会報告会は議会からの情報発信は積極的に行っているところから、意見交換会を各種団体と

開催することをメインに運用を行っているとのことであった。その中で団体からの意見を基に、全員協議会等の議会内の協議を経て、議員提出議案で条例を提出するなど、政策提案につなげる事例も見受けられた。議員個々はそれぞれ意見が違うので、議会の特徴を生かして運用していくには意見交換が中心となっているとの説明を受けてきた。

【山田委員】 もう1市、大府市議会では、議会基本条例は制定していないが、いろいろなところの意見を聞いた上で、議会報告会ではなく、委員会ごとで各種団体との意見交換を行っているとのことであった。会派で視察した議会改革で有名な松本市議会では、議会報告会ではかなり苦労しているとのこと、参加者の固定化、陳情の場となってしまう時間を費やしてしまって前に進まない状況という話も伺った。会津若松市議会には、本協議会が始まったときに電話で議会報告の状況を聞いたが、担当議員からは、課題は参加者が固定化して広く意見を聞くことができないとのことであった。塩尻市議会に伺ったときには、議会報告会を行っている日であり、様子を見させてもらったが、市民から「何々議員がどう思っているのか聞いている」というような、何を言っても追求でしかない場面を見させてもらった。こういった議会報告会が有意義に働くのか、課題が大きいと捉えた。いろいろな自治体議会の経験を聞いてきている。議会報告会が他市議会で規定されているから規定しなければならないと考えるのではなく、議会の情報発信をきちんとやっていると説明がつけば、大和市議会独自の規定でよいのではないかと。

【中村副会長】 山田委員が述べたことは意味深いですが、議会報告会では果たして個人の意見を述べてはいけぬのか。行政は市長以下が同じことを述べなければならないが、議会はそれぞれが違うことを言ってよい。個々の議員の意見が言えるような場であれば、意味があるのではないかと。そうであれば、新政クラブとしては「行う」でよい。

【河崎会長】 第7条第4項は、市民からの意見は、議会報告会を行うべきという意見よりも、「できる」規定になっていることに疑問の意見が多い。市民は議会の報告を聞くよりも、意見を聞いてほしいという意見が多く出ている。

公明党案の「市内の」という縛りは、過去にも市外の団体と意見交換をしたこともあるので削除したいことと、「各種団体など」は「など」はついているが、「各種団体」の印象が強くなること、また逐条解説では「各種団体など」と記載しているので、この条項は「議会は、地域に出向いて意見交換を行うものとする」と提案したいがどうか。

【山田委員】 公明党はその条文でよい。

(井上委員入室)

【窪委員】 不特定多数の市民へ市政報告をして意見を聞くのは、議員の義務と考えているが、議会として義務づけて、どういう団体と意見交換を行うのか。

【河崎会長】 「団体」は条文には入れない案である。地域から申し入れがあったり、議会からもあの地域の意見を聞かなければと申し入れたりということも起こってくる。

【窪委員】 頻度も含めてどのようなイメージか。

【河崎会長】 今後の課題である。

【窪委員】 いろんな団体と積極的に意見交換することは当然の責務だと考えるが、「行う」と規定した場合、議会から働きかけなくてはならない。そのところがどうなのか。

【河崎会長】 運用における課題として引き継ぎたい。

【窪委員】 規定した以上は、いろんな団体はあるが、年間に何度かはやらなくてはならない。

【河崎会長】 この逐条解説は、議会報告を行うことをメインに説明責任の条項を引用しているので、変更する必要がある。

【窪委員】 場所の問題もある。例えば横浜弁護士会との意見交換は全員協議会室で行ったが、「地域に出向いて」という規定でよいのか検討する必要がある。意見交換する場所を持っていない団体もある。保健福祉センターで行えば「地域に出向いて」となるのか、きちんとしておいたほうがよい。

【河崎会長】 承知した。

述べていなかったが、無所属の大波委員からは、「議会報告会・意見交換会を行うことができる」との意見が出ているが、大方の合意に従うことを確認している。

逐条解説の案と市民意見への回答案を配付する。

※事務局から資料を配付。

【河崎会長】 逐条解説について、記載の内容でどうか。

## 全 員 了 承

【河崎会長】 市民意見への回答については、後ほど確認する。

【窪委員】 確認だが、第7条第4項は「地域に出向いて議会報告や意見交換を行うものとする。」となるのか。

【河崎会長】 「議会報告」は削除された。

次に旧13条について、大和クラブが無条件の反問は譲れないとの意見で、日本共産党と無所属は、趣旨確認あるいは一問一答に限り反問なら合意ということで、3会派に持ち帰って協議してもらっている。また、一般質問の条項はぜひ必要ということで、第1項に「市長等は誠実に答弁するものとする」との条文案も追加されており、資料1の提示案を各会派に持ち帰ってもらっている。公明党から意見をもらっており、資料1に掲載しているので、改めて説明をお願いしたい。

【山田委員】 第3項は、しっかりと議論ができるように「市長等は一般質問に対し、議長の許可を得て反問することができる」としているが、本日の協議会で意見が分かれる場合は明記しない。第1項及び第2項は、井上委員からの提案どおり規定する。

【河崎会長】 無所属から提出された意見は、資料1に記載のとおり、第3項は趣旨確認だが、ほかに意見はあるか。

【二見委員】 新政クラブは反問権を明記すべきと考えている。公明党案と同じである。

【中村副会長】 趣旨確認で合意されるならそれでもよい。趣旨確認で市側の意見を聞き、一問一答の場合は反問権となったが、本来は無条件の反問権と考えている。

【山田委員】 趣旨確認は認められない。そもそも趣旨確認で市側に提示し、市側から意見が出ている。議会のあり方なので、双方が一致しなければ厳しいのではないかと。

【古谷田委員】 大和クラブは、第3項は、一問一答だけでなく無条件で認めるべきと考える。反問権は、議員と市長が活発に議論する中で一般質問全体に及ぶものである。総括質問であれば活発に議論しなくてよいとはならないと考え、一般質問の方法によって反問権の有無を分けるのは反対である。議員が反問を避けることを選択できると受け

取れるような不徹底な条文を設けるなら、現段階では一般質問の条項には反対する。

【河崎会長】 第3項は削除か。

【古谷田委員】 無条件の反問権で合意できなければ削除である。

【中村副会長】 無所属は趣旨確認とのことだが、今回は条件付きの一问一答方式では合意できないということか。

【河崎会長】 電話で確認したところでは、条件付きの反問権で了承したことを取返して覆すという強い意思ではなかった。

【中村副会長】 反問権を認めるという基本的な考え方は、一般質問を丁々発止でやるのがよいという考えが前提にある。日本共産党が主張するのは議員が市民の立場で行政を質するのが第一義で、市民の立場で質問しているので反問されるのは制度的におかしいという考え方である。2つの考え方があるので質問形式により選択できることでまとまったのに、大和クラブが自らの主張が認められないからとすべてを否定するのはおかしいのではないか。この件については多数決を提案したい。妥協点を歩み寄って全会一致にしてきたのに、自らの主張が認められないから削除となるのは非常に後ろ向きである。

【河崎会長】 仮に多数決となれば、無条件の反問が通る可能性もあるのではないか。

【中村副会長】 それはわからない。

【河崎会長】 この件を多数決にするという合意を多数決ではできない。

【山田委員】 総括質問においても市側を質すだけでなく、市民の意見を聞きながら政策提言していく場だと考えているので、そもそも一问一答だから反問できると分けるべきではないと考えている。ただ、協議の中での妥協点であるので妥協しているので、多数決であれば条件付きの反問権には賛成できなくなる。多数決になると会派間の意見がかなり分かれる。議会基本条例を皆が納得して全会派一致でやっていくという大原則から外れるので、厳しいのではないか。

【中村副会長】 条件付き一问一答方式で合意できないのは大和クラブだけである。条件付き一问一答方式で多数決を取ればよいだけである。

そもそも総括質問や項目別質問で反問があまり考えられないのは、本市議会ではかなり綿密なすり合わせをやっているからである。しかし一问一答になると予期しない質問が来るので、それに対して反問したいということである。

【井上委員】 市側の意見を聞いたときにも、一问一答方式であるなら反問権という見解であった。

【河崎会長】 市側の文章からはそのように取れたが、改めて意見を聞いたところ、それは議会側の誤解で、市側としては無条件の反問と書いたつもりとの回答であった。

【井上委員】 旧13条は復活させてほしい。そのために多数決となっても、そのようにしないと物事が進んでいかない。

【赤嶺委員】 多数決はどのような形の多数決になるか決定されていないので、方法から入って結論を出し、それに基づいて決を取るのは、最後の段階になってどうなのか。妥協して合意した条文も多々ある。全員が一致できるものにしていかなければならない。新たな提案をしたい。反問権はすべてに認めるが、市側が行使できるかは議員が決める。反問をされたくない議員は許可をしなければよい。経過を見ながら見直しの必要があれば、随時変えていけばよい。

【河崎会長】 市民説明会後の現段階での新たな提案は、議論のテーブルに載せにくい。

多数決については、無所属の委員が欠席している中では、多数決にすることの合意は難しいと考える。

提案だが、第3項は合意することが難しいので削除し、第1項と第2項は残すことでどうか。大和クラブも譲歩してもらいたい。

【古谷田委員】 一問一答はやりたいが、自席マイクができてからとしたい。環境が整ってからやるべきとの意見である。

【井上委員】 環境整備が整ってから規定するのでは、恐らくずっと規定できない。まず条例で規定して、それを基に予算要求するというのが順序と考える。

【二見委員】 そうでなければ何も変わらない。

【赤嶺委員】 パブリックコメントを受けて議論している。それを受けて新たな提案をしてもよいのではないか。窪委員と古谷田委員は、先ほどの提案についてどう考えるか。

【窪委員】 一般質問には反問権を認めるべきではないとの立場である。ただ、現在でも市長は反論している。それが反問権だと考えている。委員会でも副市長が反論した事例がある。反問は議員を問い質すことになるので、一般質問のあり方としておかしい。

【河崎会長】 赤嶺委員の提案は選択制にするということである。

【窪委員】 それはやる必要がないと考える。

【山本委員】 議員の選択制は、「議長の許可を得て」という部分で担保できているのではないか。

【古谷田委員】 議員が反問を避けることを選択できるのは、大和クラブとしては賛成できない。

【窪委員】 一般質問は通告して、市側が詳細を聞き取りに来る。一問一答で通告していないことを質問することがあり得るのかはわからないが、市長といえども政策会議で検討して基本計画の延長線上で答弁しており、答弁を用意していないことをいきなり聞くわけにもいかない。議員は稚拙な質問をする場合もあるが、市民の声を代弁している。一問一答を選択する議員に行政が反問することは認める。

【河崎会長】 第3項は削除、第1項と第2項を残すことでこの条文を残したい。大和クラブも第1項と第2項を残すことは合意してもらおうよう要請したい。

【古谷田委員】 会派で決定していることであり、会派に持ち帰って確認したい。

【赤嶺委員】 旧13条は全削除ということか。

【古谷田委員】 一問一答は自席マイクができてからとしたい。

【河崎会長】 実現しないと条文化できないのでは、議会改革にならない。

【井上委員】 旧13条の復活に関しては、前回合意された認識だが、それが覆るのか。

【河崎会長】 前回は、条文自体を会派に持ち帰ることを山田委員が提案し、各会派に持ち帰ってもらった。

【古谷田委員】 持ち帰って会派で協議した結果を話している。

【河崎会長】 本協議会を発足させたのは、大和クラブの代表が議長の時である。本協議会は皆が歩み寄り全会一致で条例をつくるという方針を示したのも当時の議長である。第3項の削除は他会派も譲ったので、第1項と第2項を残すことは大和クラブに譲ってほしい。

【中村副会長】 第1項はどこが駄目なのか。

【山本委員】 市長は誠実に答弁してはいけないのか。

【古谷田委員】 「誠実に答弁するものとする」は、誠実に答弁していないように受け取れ違和感がある。

【中村副会長】 どのような表現であればよいのか。

【古谷田委員】 市長等はきちんと答弁している認識である。「市長等は答弁するものとする」などか。

【中村副会長】 答弁するのは当たり前なので、それはおかしい。

【山本委員】 第2項は、一問一答は自席マイクが整備されないと規定しない。一方で第1項は、市長は誠実に答弁している認識で、それを追認する形で規定するのも駄目となると、相反する理由ではないか。

【古谷田委員】 一問一答は、議会基本条例で規定するのではなく、環境整備を議会運営委員会や代表者に諮り、整備されたときに、基本条例で規定している議会改革のための組織で明記を決めていくべきである。

【河崎会長】 述べていることに矛盾がある。第7条第4項の「意見交換を行うものとする」には賛成されたが、この内容は議運や代表者会には諮られていない。

【古谷田委員】 自席マイクは、既に諮られている。

【河崎会長】 具体的内容が決まっていない「意見交換を行う」は合意して、一問一答は自席マイクができていないから合意できないとの主張は矛盾を感じる。

【赤嶺委員】 旧13条は、以前の議論では先送りになって最後に議論することとなった。その際に第1項と第2項の文言の合意は取れていなかったか。

【河崎会長】 その時は今提案されている第1項がなく、第2項が第1項で、第2項が反問の項であった。

【赤嶺委員】 ここの文言は当時も合意していたわけではないのか。

【河崎会長】 「誠実に答弁」は合意していない。

【中村副会長】 「誠実に答弁」は前回井上委員が提案し、一応各会派に持ち帰ることとなった。反問権ばかりが話題となったが、一般質問はどういうものかを明記するのが新政クラブの意見である。誠実な答弁をしているから記載する必要はないとのことであったが、これからどんな市長が就任するかわからない。条文にきちんと明記することにより、もし不誠実な答弁をする市長がいた場合、第13条第1項に基づき誠実な答弁を求めることができる。二元代表制の一翼としてしっかり行政側と対峙するためにも、この条文を規定する意義は大きい。一問一答よりも大事な条文と考える。大和クラブには再考してもらいたい。

【古谷田委員】 会派では、反問権を規定できずに誠実な答弁だけを求めるのはどうかとの話があった。

【井上委員】 市長に質問をして、それに対して誠実に答弁するのは当たり前の話であるが、現状誠実に答弁されていない。現状でも必要性があるし、将来的にどんな市長が就任しても議会基本条例がある。当たり前のことだが規定しておく必要があると考える。

【赤嶺委員】 大和クラブは、第3項の反問権を全面的に認めた場合は、第1項と第2項も賛成なのか。「市長等は誠実に答弁する」なので、答弁をする者には部長も入るし、反問権を認めるのであれば議員の答弁も誠実となるが、その辺りはどうか。

【古谷田委員】 反問権が認められれば、第1項と第2項はこのままでよい。

【河崎会長】 旧13条は削除されていたが、一般質問という項目が議会基本条例からな

くなるのはおかしいとのことで復活の提案があり、川崎市議会の条文を参考に第1項を追加し各会派に持ち帰ってもらった経過があるが、このままではこの項目がなくなってしまう。第3項は削除で第1項と第2項を残すことで、大和クラブ以外は合意できるか。

【山田委員】 基本条例は、議会運営における基本的なことを定めたある意味理念的な条例である。誠実に答弁しているか、していないかは主観であるのでそれぞれ認識が違おうと思うが、理念として市長等が誠実に答弁することを規定するのはおかしいということはないと考える。そういうことを踏まえて、持ち帰って検討してもらえればよいのではないか。

【中村副会長】 以前、全会一致を原則としていた委員会で議論が煮詰まらず、委員長判断で、多数決で決めたことがあると聞いているが、そういうことは過去にあったか。

【議事担当係長】 個別具体的な事例はすぐには調べられない。

【中村副会長】 本当なのかわからないが、総務常任委員会で当時の北島委員長がそのようにしたと聞いている。

【窪委員】 記憶では、委員会傍聴を10人に制限していたが、傍聴者がたくさん来たため、委員長の権限で委員会室から全員協議会室に移って、可能な限り傍聴者を入れた事例はある。

全会一致の原則は、特に議運では質問事項を制限するとか質問させないという決定があり得るので、そういうことがないように全会一致で決めたほうがよい。

【中村副会長】 そういうことで、全会一致でやってきたが、大和クラブが会派に持ち帰って結論が変わらなかつたら、一般質問の項目は消えてしまう。削除する理由が納得できるものならよいが、皆がおかしいと思っている理由で削除される。会派に持ち帰って会派の意向がこうだということではなく、もし古谷田委員が他の委員の述べていることに納得しているのであれば、会派を説得してもらいたい。新政クラブも、第7条第4項については委員が会派を説得してきた。ここでの意見がおかしいと思うならもっと反論してほしいし、そうではないなら会派を説得し、次回は納得できる理由を持ってきてほしい。

【井上委員】 論点整理だが、第1項、第2項は残して、合意ができなければ第3項削除で、次回あたりには結論を出したい。

【河崎会長】 次回が最後の予定である。

【井上委員】 旧13条は残したい。前向きに会派を説得してもらいたい。

【古谷田委員】 大和クラブの意見は、反問権はぜひ規定すべきで、それを規定せずに誠実な答弁を規定するのはバランスに欠けるというものだが、本日の議論内容を持ち帰り、会派で議論したい。

【河崎会長】 できれば正副会長も同席させてもらいたい。

【中村副会長】 会派に持ち帰り説得するくらいのことは言ってもらいたい。

【山本委員】 会派でどうしても駄目ということであれば、本協議会に来てもらえれば、委員がきちんと説明する。それくらいの形でやらないと決まらない。

【河崎会長】 大和クラブの木村議員は前期の議会改革検討協議会でも会長を務めており、議会改革には意欲を持っている。本協議会設置時の議長でもあるので、前向きに協議してもらいたい。

【窪委員】 「一般質問（市の一般事務について、議長の許可を得て行う質問をいう。）」

の括弧内の定義は削除してもらいたい。市の一般事務以外のことを聞くこともあり得る。以前、昭和天皇に関する一般質問に対して、市政に関係ないからと最初は答弁しなかった。会議規則ではそのような規定になっているようだが、基本条例に規定するなら括弧内は削除してもらいたい。そうでなければ反対である。

【議事担当係長】 会議規則第 61 条に「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。」と規定されている。窪委員は、市の一般事務に関わる範囲で市側が考えて答弁した事例を述べられたのだと思う。

【窪委員】 基本条例に規定することは認められない。政治的な課題について一般質問することはあり得る。

【河崎会長】 会議規則という条例と同等の規程が既にあり、その中で規定されている文言を変更することはできない。

【窪委員】 議運や代表者会で協議して変更することは可能である。会議規則は改正したいが、提案しても全会一致にならないので改正できない。

【河崎会長】 会議規則は重みのある規則だが、改正することはできるのか。

【議事担当係長】 会議規則は議決により改正する規則であり、条例同等の重みがある。もちろん議決によって改正することができるが、地方自治法等との整合性は諮らなければならない。

【河崎会長】 地方自治法に一般質問について定義はあるのか。

【議事担当係長】 地方自治法には定めがない。

【中村副会長】 一般質問は会議規則にも規定されているので、括弧内が削除されなければ合意できないのであれば、基本条例は「一般質問」だけでよいのではないか。

【議事担当係長】 法令審査的によいのかは即答できない。条例をつくろうとしており、大和市の条例として適当かは即答できない。

【中村副会長】 確認してもらいたい。

【河崎会長】 法制担当がおかしいと言うかもしれない。

【山田委員】 括弧書きがなくても、一般質問の意味は会議規則に規定されていて変わらないので、括弧書きはあってもなくても同じことではないか。

【窪委員】 ただ、一般事務と限定すると、一般事務以外だから答弁しないという理屈が成り立つ。会議規則に規定されていても、基本条例に規定することは認められない。

【山田委員】 括弧書きがあってもなくても一般質問の意味は変わらないと述べている。

【中村副会長】 括弧書きがあってもなくても一般質問の意味は変わらないが、敢えて基本条例に書き込むことがいやであれば、法制的に問題がなければ、括弧書きは削除でよい。法制的に書かなければいけないのであれば、書かなければならない。事務局から市側の法制担当に確認してもらいたい。

【河崎会長】 事務局から市側の法制担当に照会してもらおうこととしたい。

もう一つの条文の見直しである第 22 条については、どの会派からも意見は出ていない。

【中村副会長】 会長には口頭で伝えたが、新政クラブは、第 22 条は「一定期間に見直しをすべき」との市民意見を重く見て、「必要に応じて」ではなく、「4 年に 1 回」「改選後速やかに」としてもよいのではないか。「改正する」ということではなく「見直す」であり、見直した結果、改正しないこともある。

【河崎会長】 第 22 条は、「常に検証し、定期的に見直す」ということか。

【中村副会長】 「改選後1年を経って速やかに」というように規定している議会もあるが、選挙後すぐだと議会のことをわからない議員を含んでいる可能性もあるので、任期中4年の間にどこかで見直すと明記した条文がよいのではないか。

【山本委員】 他市議会では「4年を超えない範囲で見直し」という規定もあったと思う。

【窪委員】 条例を見直すことが目的ではない。議会には今までの蓄積がある。必要があればやらなければならないが、4年で見直さなければならない必然性があるのか。

【河崎会長】 新政クラブは4年を超えない範囲で検証し、必要に応じて条例を改正するという案だと思う。

【中村副会長】 そのような趣旨で、「常に検証し、必要に応じて」なのだが、この条文だと市民からするとやらないと捉えられてしまうので、一定期間を明記したい。この条例は完成形ではなく、暫定的に「できる」規定にしているなどの条文もある。実践的にやりながら範囲を広げていくということからも、定期的な見直し規定は入れたほうがよいとの意見である。

【井上委員】 どうせやらないのではという市民意見も踏まえて、改選ごとに議員も代わるし、新人議員に周知する機会にもなるので、改選後に点検をするという規定としたい。議会基本条例は全国的に制定されているが、まだ成熟していないので、4年に一度は検証し、その結果改正しないこともあり得る。

【中村副会長】 大和クラブが無条件の反問権を主張しているなど不備な点もある。見直し規定を、期間を明記して入れることにより、今回合意できなかった部分や妥協して合意した部分などは次の機会に見直すと明記することにより、説明責任を果たしたい。

【赤嶺委員】 逆に期間を明記した見直し規定とすると、そのときにしか見直さないと捉えられるのではないか。

【山本委員】 そういう疑念を持たれないよう、4年を超えない範囲としているだけなので、必要であれば、その期間内で何回か行くと伝えるために、「4年を超えない範囲」と規定したほうがよい。

【中村副会長】 それであれば「必要に応じて、また4年を超えない範囲で」などとすればよい。

【河崎会長】 提案だが、条文はこのままとし、解説を「どの条例もそうですが、この条例についても目的に沿ったものになっているかを少なくとも4年に1回あるいは改選後速やかに検証を行い、必要に応じて改正を行うことを明記しました。」としてはどうか。

【窪委員】 反対である。必要に応じて見直すと規定しているので、そういうことを書く必要性があるのか。

【河崎会長】 検証を少なくとも4年に1回は行い、必要に応じて改正を行うことを明記する。

【窪委員】 それぞれの議員が検証し、問題意識を持った議員が議運や代表者会で提案すればよい。基本条例でそういうことを規定すべきではない。

【河崎会長】 規定は変えない。

【窪委員】 解説も同様である。不都合があれば提案する。

【河崎会長】 市民から、この条文で検証を行う意欲があるのかとの意見が出ている。

【窪委員】 市民の意見は聞くが、その意見が正しいかといえばそうではない。

神奈川県議会では、議会運営の見直しにより4年に1度しか一般質問が認められないなどの問題が生じている。だから議運など議会運営のあり方については、全会一致を原則としている。

【山本委員】 改悪をされないように見直しをする。前向きでよい方向に持っていくために検証する。検証しないでいきなり提案されると、そういう事例が起こりうるかもしれないが、検証段階では皆で議論をし、おかしいことにはおかしいと言える。

【窪委員】 条文に「常に検証」となっている。個々の議員が問題意識を持てば、当該会派が議運や代表者会に提案できる。こういう協議会を立ち上げなければならないこと自体おかしい。

【河崎会長】 そういうことは先ほどの解説には含まれていない。

【窪委員】 それでは4年に1回と規定する必要はあるのか。条文は「常に検証」となっている。

【河崎会長】 条文は「常に検証」で、逐条解説で「少なくとも4年に1回は検証」と加筆するだけである。

【窪委員】 4年に1回は検証とする必要はない。

【山田委員】 当初窪委員と同意見であったが、4年に1回改選があり、その都度新しい議員から改正の話が出てくるよりは、4年に1回は検証し、しっかり議論して必要があれば見直すほうが、より合理的ではないか。運用として解説に記載することはよいのではないか。

【井上委員】 少なくとも4年と入れることは、市民に対してわかりやすくしているだけである。4年に1回と入れれば、やらないと思っている方にも納得してもらえるのではないか。

【窪委員】 常に検証となっている。

【河崎会長】 逆に、4年に1回は検証と規定することが、どうしておかしいのか。

【窪委員】 常に検証し、必要に応じて見直すとは規定しているのに、なぜ4年に1回と被せなければならないのか。議会の今までの運営ルールの蓄積の上で議員活動をしている。4年に1回と規定すると、こういう協議会を立ち上げなければならない。それよりも、問題意識を持っている会派が議運や代表者会でどんどん提案すればよい。

【河崎会長】 4年間提案がない場合、市民から見ると条例はつくったが運用されていないとならないように、解説で少なくとも4年に1回は検証するとの文言を入れることに反対ということがよくわからない。

【窪委員】 常に検証となっている。市民から期間を決めてほしいと意見があっても、それが正しいとは思わない。

【河崎会長】 4年に1回ではなく、もっと頻繁に行うということか。

【窪委員】 4年だろうと10年だろうと、そういう文言を入れるべきではない。憲法だって改正されていない。これも基本条例であり、同じである。法律を制定して何年したら改正しなければならないなど聞いたことがない。

【河崎会長】 逐条解説である。

【窪委員】 解説に書けば同じである。

【河崎会長】 「必要に応じて見直す」は変わらなく、「検証する」は少なくとも4年に1回はやろうということである。

【山本委員】 見直しの検証の提案がされても、先送りにされて、いつの間にか任期が終わるといふことのないようにしたい。大会派の横暴で抑えこまれても、明記しておけば検証、見直しができる。

【河崎会長】 「検証」に誤解があるようだが、評価ということである。

【窪委員】 議運で大いに評価すればよい。

【河崎会長】 改選後、議員が変わっても評価はしていこうということである。

【窪委員】 4年に1回、問題意識を持った議員が提案すればよい。活字にすべきではない。法律を制定して4年に1回見直すなど聞いたことがない。

【河崎会長】 評価をするということであり、その結果見直しが必要な部分が見つければ改正する。

【窪委員】 誰が評価するのか。

【中村副会長】 窪委員は、4年ごとと書くと、その都度改正の話になり、おかしな方向にいくことを心配されているのだと思う。基本条例は頻繁に改正するものではないが、妥協して成立している条文がかなりあり、積み残しがある。まずこの条例でやってみて、いろんなことが出てくると思う。本協議会での議論は机上の空論的な部分も若干ある。今はやってない中で議論しているので、やってみた結果出てきたことについて、一定期間内に検証すると書いておいたほうがよい。

【河崎会長】 第22条の逐条解説の変更については、持ち帰って各会派で協議してきてもらいたい。

次に資料2の議会基本条例案に対する意見について、市民への回答案の正副会長たたき台に意見があればメールで事前に送付するようお願いしていたが、意見をもらったのは公明党だけであった。それを踏まえて再度検証し、見え消しで回答案を修正している。また、何条についての意見かを、それぞれの意見の前に記載した。

※会長から回答案の修正点を説明。

【河崎会長】 14は、現状では修正していないが、公明党案に変更したい。25から31は、先ほど配付した第7条第4項の回答案としたい。42と68は、次回の議論の結果により変更になる可能性がある。

事務局からこの資料をメールにて送付するので、再度読み込んでもらい、意見があれば提出してもらいたい。次回8日の協議後、パブリックコメントの提出期限であった10月21日からあまりタイムラグが生じないようホームページにアップしていきたい。

提出の期日はいつまでとするか。

【事務局次長】 前日7日の9時までをお願いしたい。

【中村副会長】 現段階で3つ提案がある。

まず17は、第5条は抽象的な規定をしている条文なので、この条文をもって是正勧告までいけるのか再考してもらいたい。

【河崎会長】 条文の規定は漠然とはしているが、「明らかに反する事例」と書いており、「是正勧告等を検討します」である。公明党案は「実施します」であるが、そこは「検討」としており、すぐに是正勧告等を実施するというわけではない。

【中村副会長】 行政書士会では倫理綱領があり、さらに倫理規程があり細かく規定されている。ただ、この回答でよいというのであれば、それでもよい。

次に65の回答は、議会としてのパブリックのコメントであるので、「そのような議員

はいないと確信していますが、もしそのような議員がいれば」としないと、議会としてそういう議員がいると認めるような表現なので、問題があるのではないかと。

【河崎会長】 「そのような議員はいないと確信」とまで書くか。

【山本委員】 「信じています」はどうか。

【河崎会長】 誰が信じるのか。

【窪委員】 「そのような議員はいないと考えます」でよいのではないかと。

【山田委員】 「考えます」でよい。

【井上委員】 「考えます」がよい。

【河崎会長】 「そのような議員はいないと考えますが、仮にいた場合は」となるか。

【窪委員】 文末は「それなりの審判が下されると思う」でよい。

【河崎会長】 それでは「そのような議員はいないと考えますが、仮にいた場合は、次の選挙においてそれなりの審判が下されると思います。」に変更する。

【中村副会長】 最後に、91の回答は「時間と労力は十分すぎるコストをかけました」と余計な時間をかけたと捉えられる。必要な時間であったので、「ご指摘のとおり時間と労力はかなりかけましたが、民主主義の実践には必要だったと考えています」とどうか。

【河崎会長】 「かけましたが」は「かかりましたが」とする。最後の「無駄にならないよう」という文章も少し変であるので、「無駄にならない」以下は削除する。

【山本委員】 10の回答は、正副会長案の「十分尊重するものと考えます」と公明党案の「十分尊重されます」は、どちらになるのか。

【山田委員】 正副会長案でよい。

【河崎会長】 執行機関であれば「します」でもよいが、議会としては「するものと考えます」となると考えた。9月定例会では、子宮頸がんワクチンに関する請願が採択され、今それを尊重して市側は調査を行っている。

【井上委員】 窓口の一元化はできていないが、段階的にはやってもらっている。

## 2. その他

【河崎会長】 傍聴者の方からご意見はあるか。

【傍聴者】 今日まで皆が苦勞しながら議論を重ねてこられた。本日持ち帰りとなった件についても、必ずどこかで落としどころを見つけていい結果が出ると期待している。市民からの意見に対し、細かいところまで回答をつくり、12月定例会に上程するにあたり、最後の一步まで来ていると思う。きっとよい妥協点を見出し、次回きちんとしたものが出ると期待している。

【河崎会長】 次回、条例案がまとまるよう、皆の協力をお願いしたい。

ほかになければ、以上で終了する。

午前 11 時 38 分 閉会